



春の地域安全運動

◇期間 4月中旬～5月上旬

新学期が始まり、行楽シーズンとなります。みんなで防犯意識を高めて犯罪の防止に努めましょう。

◇運動の重点

1. 少年非行の防止
2. 空き巣等の侵入盗の防止
3. 自転車・オートバイなど 乗り物盗の防止
4. 振り込め詐欺、悪質商法等の被害防止
4. 子ども・女性を対象とした犯罪の防止

登下校の子どもたちを地域ぐるみで守りましょう！

知らない人に声をかけられ
たら：「イカのおすし」

- ・ついてイカない
- ・車にのらない
- ・お声をあげる
- ・すぐ逃げる
- ・すぐしらせる

白鷹町防犯協会は、各支部（地区）ごとに、青色回転灯を点灯した青パトで、児童生徒の下校時間帯に防犯パトロールを行ない、子ども達の安全を見守っています。

春の交通安全県民運動

◇期間 5月11日～5月20日

◇運動の重点

1. 子どもと高齢者の交通事故防止
2. 飲酒運転の根絶
3. 道路横断時・交差点における交通事故防止
4. 自転車の安全利用の推進
5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ・飲酒運転、二人乗り、並進

まちのおまわりさん

- の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点では信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

白鷹西駐在所に、佐藤正明 巡査部長と和田将典巡査が着任されました。
よろしくお願いいたします。



白鷹西駐在所 佐藤正明 巡査部長



白鷹西駐在所 和田将典 巡査

■問い合わせ
町民課くらし環境係

- 長井警察署 ☎ 85-6131
- 白鷹西駐在所 ☎ 84-0110
- 白鷹東駐在所 ☎ 85-2029

vol.55

いすの知識

消費者を狙う 問題商法です！

【若者編】

1. マルチ商法

会員になって商品を友人や知人に勧め、「紹介料やマージンが入って儲かる」と参加者を広げて、組織も拡大していく仕組みです。会員を増やせず在庫や借金を抱えてしまうことも。ネットで勧誘されることもあります。

2. 資格商法・二次被害

「講座を受ければ資格が取れる」としてこく電話をかけてきて、必要もない講座や教材を契約させます。また、何年も前の契約者に「資格をとるまで契約は継続している」「名簿から削除するために新たな講座の受講が必要」などといった別の契約をさせる二次被害も増えています。

【高齢者編】

1. 利殖商法

上場予定のない企業の株を「上場間近」「3～5倍の高値で買い取る」「必ず儲かる」などと説明して購入させ、お金を支払後、業者と連絡が取れなくなります。

2. 送りつけ商法

注文していない本などを一方的に送ってきます。購入しなればならないと勘違いして支払うことを狙っていて代金引換で送ってくることもあります。

こんな時は、周囲の目配り、気配り、声掛けが必要！
・家に見慣れない人の出入りがある。
・玄関や押し入れに箱の山が置いてある。
・タダだと言って日用品など色々な物をもらってくる。

■問い合わせ

町民生活相談センター

町民課くらし環境係
☎ 85-6131